

∴
知財産敷童（ざしきわらし）語り部
∴

『はじめまして。弁理士です。』

日本弁理士会東北会
弁理士 齋藤 昭彦

この度、日本弁理士会東北会のメンバーが、本コラムの執筆の一部を担当させて頂くことになりました。特許や商標などの知的財産はご存知でも、弁理士は良く知らない方が多いと思います。最初のご挨拶を兼ねて、弁理士についてお話させていただきます。

弁理士は知的財産の専門家です。しかし、「べんりし」というフレーズを初めて聞いた人は、仕事の内容が思い浮かばず、「便利屋」と勘違いする人もいます。海外では、多くは「Patent Attorney」（特許弁護士、特許代理人）と呼ばれます。日本弁理士会東北会も、英語名は「Tohoku Branch of Japan Patent Attorneys Association」です。特許弁護士や特許代理人なら、少し仕事のイメージが湧くと思います。

弁理士の主な仕事は、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を取得したい企業のために、特許庁への手続を代理することです。特に、特許権は技術的なアイデア（＝発明）を保護する権利です。発明を理解するためには理系の素養が必要なので、理系の大学を卒業し、研究職や技術職の経験がある弁理士が多いです。一方、弁理士の国家試験は、知的財産に関する法律の知識を問いますので、弁理士は知的財産の法律にも詳しいです。つまり、弁理士は、理系の素養があり、知的財産の法律に詳しい「理系の法律家」と言えます。

近年は、知的財産を企業の経営に生かす知財経営が注目されています。弁理士も、企業経営者の相談に応じる中で、経営について理解を深めています。是非、弁理士と一緒に知財経営に取り組み、企業価値を高め、東北地域の経済を盛り上げて行きましょう。地元の弁理士を知りたい方は、日本弁理士会東北会のホームページ（注1）を御覧ください。全員ではありませんが、県や市区町村単位で写真と一言コメント付きのプロフィールを検索できます。

<参考>

注1：日本弁理士会東北会ホームページ
<https://www.jpaa-tohoku.jp/>

※配信元：東北地域知財戦略本部事務局（東北経済産業局知的財産室）

※本コラムの無断転載を禁じます。